

令和7年度岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会
子宮がん部会 概要

- 1 日時：令和8年1月19日（月） 13：30～15：00
- 2 場所：オンライン
- 3 出席者：

	氏名	所属
委員	黒木 尚之	岐阜県産婦人科医会理事
	丹羽 憲司	郡上市民病院 副院長・産婦人科部長
	宮崎 龍彦	岐阜大学医学部附属病院 病理診断科 教授
	平野 由佳	市町村保健活動推進協議会保健師部会（垂井町）
事務局	小山 貴広	保健医療課長
	丹羽 員代	健康推進室長
	横山 ひろみ	主幹兼係長
	内田 理映子	技術主査
	西川 真太郎	技師

4 議題

- (1) 令和5年度岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会子宮がん部会議事報告
- (2) 岐阜県のがんの現状
- (3) 市町村が実施する対策型検診
- (4) 岐阜県精度管理体制の見直し

5 議事概要

【2 岐阜県のがんの現状】

- ・岐阜県の子宮頸がん罹患率は全国よりも高い値で推移している。
- ・令和4年国民生活基礎調査による受診率（推計値）は、目標値である60%には至らなかった。地域保健・健康増進事業報告による受診率（実測値）は、ほぼ横ばいであり、引き続き、検診の啓発や受診しやすい環境づくりに取り組む必要がある。

【3 市町村が実施する対策型検診】

- ・液状化検体法を用いる市町村数が昨年度に比較し大きく増加した。
- ・HPV検査単独法の導入のためには、複雑な精度管理体制の整備が必要である。県として、引き続き市町村や国の動向を把握していく。

- ・市町村、検診機関のチェックリスト及びプロセス指標の改善に向けて、市町村から積極的に検診機関へ働きかけを行うことが必要である。
- ・保健所が実施するヒアリング等によって得た県内市町村の好事例について水平展開をしていく。

【4 岐阜県精度管理体制の見直し】

- ・市町村がん検診のプロセス指標については、国の地域保健・健康増進事業報告で把握が可能であるため、岐阜県がん検診結果報告を廃止する。なお、国の地域保健・健康増進事業報告のとりまとめ、市町村への還元は部会事業として継続する。
- ・岐阜県技術的指針は、国指針と同様の内容のため廃止する。市町村には、引き続き国指針に基づきがん検診を実施すること、またがん検診実施に係る様式については、国立がん研究センターが定める検診様式等を活用するよう周知する。受診票については、国様式が存在しないため、がん部会で様式例を作成し周知する。
- ・がん検診不適正事例及び偶発症等について、事務対応要領を定め、集約した事例は部会に報告後、部会の助言事項を踏まえ、原則年1回市町村に通知する仕組みとする。事例の共有を通じて、検診の安全性確保の重要性を認識し、がん検診の適正な運営と質の向上を図る。

⇒上記協議結果について、市町村及び検診機関に周知を行い、精度向上に向けた取組みを促していく。